

都市計画法に基づく開発許可等の事務の権限移譲について

■ 開発許可制度と権限移譲の概要

開発許可制度とは、一定の開発行為については許可を受けなければならないとしたものであり、宮代町内の開発行為の場合、開発許可の権限（以下「許可権限」という。）は埼玉県が有しています。

令和3年4月1日から、宮代町内の開発行為に対する許可権限が埼玉県から宮代町に移譲される予定です。

■ 権限移譲の背景

平成12年の地方分権一括法の施行により、権限移譲については「これまで人口10万人以上の市に限る」とされてきたものが見直されました。

このことにより、知事と市長村長の協議のうえで県条例（知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例）の規定に基づき移譲が進められてきました。

■ 県内の権限移譲状況

開発許可権限の状況

(県権限と市町村権限)



現在、宮代町内の開発行為は越谷建築安全センター杉戸駐在にて許可事務を行っています。

■ 権限移譲される事務

○都市計画法に基づく事務

条文	内容
第 29 条	開発行為許可申請に対する審査
第 35 条の 2	開発行為変更許可申請に対する審査
第 41 条	市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請に対する審査
第 42 条	予定建築物等以外の建築等許可申請に対する審査
第 43 条	市街化調整区域のうち開発許可を受けた土地以外の土地における建築等許可申請に対する審査
第 45 条	開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査
施行規則第 60 条	開発行為又は建築等に関する証明書の交付

○租税特別措置法に基づく事務

条文	内容
第 28 条の 4 第 31 条の 2 第 62 条の 3 第 63 条 第 68 条の 69	優良宅地造成認定及び優良住宅新築認定 ※土地の譲渡益に対する重課税の税率軽減等を優遇する制度

■ 権限移譲に伴う条例の制定及び改正

○宮代町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例

都市計画法の規定に基づき、開発許可等の基準に関し必要な事項を定めるものです。

○宮代町手数料条例の一部を改正する条例

開発許可申請等の手数料を定めるために、宮代町手数料条例を改正するものです。

■ 権限移譲を受けると

- ① 町自らが開発許可の基準を定めることができます。
- ② 埼玉県への経由事務がなくなるため、事務処理期間が短縮されます。
- ③ 手数料の歳入が見込めます。